

議案第67號

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、損害賠償の額を定め、和解することについて議会の議決を求める。

令和7年9月29日提出

朝来市長 藤 岡 勇

損害賠償の額 2,316,025円

事故発生日 令和7年7月2日午前11時00分頃

事故発生場所 朝来市山東町和賀743番2先

損害賠償の相手方

提案理由要旨

被害者所有の車両が市道新堂・和賀線に設置されている横断溝上を通行した際に、グレーチングが跳ね上がり車両に損傷を与えた事故について、当該損害に係る賠償の額を定め、和解したいので、議会の議決を求めるものです。

